

第20回 定時株主総会 招集ご通知

- 開催日時** 平成30年6月28日(木曜日)
午後12時30分～ 事業説明会(※)
午後1時20分～ 株主総会
- 開催場所** フクラシア丸の内オアゾ
東京都千代田区丸の内1-6-5
丸の内北口ビルディング15階I会議室
(アルファベットの「アイ」です)
- 議案**
- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |

目次

第20回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	2
(添付書類)	
事業報告	9
計算書類	23
監査報告	26

※「ランチミーティング」と称した“カジュアルな事業説明会”を開催いたします。当社代表の石村自ら本音でビジョンをお話しする内容となりますので、お気軽にご参加ください。

株主各位

東京都港区西新橋一丁目10番2号
株式会社Eストアー
代表取締役 石村賢一

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月27日（水曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成30年6月28日（木曜日）午後1時20分
（開始時間が前回と異なっております。）
2. 場 所 フクラシア丸の内オアゾ
東京都千代田区丸の内1-6-5
丸の内北口ビルディング15階1会議室（※アルファベットの「アイ」です）
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）
3. 目的事項
報告事項 第20期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以上

- ~~~~~
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://Estore.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知添付書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した計算書類の一部であります。
 - ・株主総会参考書類、事業報告、計算書類に修正する必要がある場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://Estore.co.jp/>) に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

い し む ら け ん い ち
石村 賢一

（昭和37年10月14日生）

所有する当社の株式数…………… 304,000株

【略歴、当社における地位及び担当】

再任

昭和61年4月	(株)アスキー入社	平成11年2月	当社設立 代表取締役（現任）
昭和63年10月	同社社長室	平成13年12月	(株)インフォビュー 取締役
	広報担当、事業開発担当部長	平成16年11月	(株)パーソナルショップ設立 代表取締役
平成2年12月	(株)アスキーエクスプレス設立 取締役企画部長	平成17年8月	(株)ワイズワークスプロジェクト 取締役
平成3年12月	(株)アスキーエアーネットワーク設立 代表取締役	平成17年10月	(株)ユニコム設立 代表取締役（現任）
平成6年10月	(株)アスキーネット 取締役	平成18年7月	(株)ECホールディングス 取締役
平成8年7月	(株)アスキーインターネットサービスカンパニー 副事業部長		
平成10年6月	セコム(株)入社 ネットワークセキュリティ事業部 スーパーバイザー		

【重要な兼職の状況】

該当なし

【取締役候補者とした理由】

石村賢一氏は、創業者であり、創業以来、代表取締役として長年にわたり当社の経営を担っており、その豊富な経験と実績を活かし、当社の経営に十分な役割を果たすことが期待できることから、選任をお願いするものであります。

【特別な利害関係】

石村賢一氏と当社との間には特別な利害関係はありません。

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

昭和61年4月	(株)リクルート入社 就職情報誌系事業	平成17年9月	当社入社 ウェブショップ支援部 ゼネラルマネジャー
平成7年4月	(株)リクルートより(株)アステル東京へ出向	平成18年6月	当社 取締役 管理部門担当
平成10年4月	(株)リクルート新規事業開発	平成21年6月	当社 最高情報責任者(現任)
平成11年4月	(株)リクルート経営企画	平成30年4月	当社 取締役(現任)
平成13年4月	(株)リクルート住宅情報事業		
平成16年6月	(株)リクルート退社		

【重要な兼職の状況】

該当なし

【取締役候補者とした理由】

柳田要一氏は、営業系・管理系業務に関する、豊富な経験と見識を活かし、当社の経営全般やガバナンス体制の強化に十分な役割を果たすことが期待できることから、選任をお願いするものであります。

【特別な利害関係】

柳田要一氏と当社との間には特別な利害関係はありません。

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

昭和60年4月	日本デジタルイクイップメント(株)(現 日本ビューレット・パッカード(株))入社	平成23年7月	当社入社
		平成25年4月	当社ショッピングサーブ事業部 事業部長
平成4年10月	マイクロソフト(株)(現 日本マイクロソフト(株))入社	平成25年6月	当社 取締役 ショッピングサーブ事業部担当
平成11年1月	同社コーポレートビジネス統括部 統括部長	平成28年4月	当社 取締役 事業部門担当
平成12年6月	(株)プラザクリエイト入社	平成30年4月	当社 取締役(現任)
平成13年6月	同社 常務取締役		
平成20年1月	(株)ドリーム・アーツ入社		
平成20年7月	同社 取締役		

【重要な兼職の状況】

該当なし

【取締役候補者とした理由】

今村文哉氏は、IT分野に関する豊富な経験と幅広い知識を活かし、当社の経営に十分な役割を果たすことが期待できることから、選任をお願いするものであります。

【特別な利害関係】

今村文哉氏と当社との間には特別な利害関係はありません。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

み ず た に か つ ひ こ

水谷 克彦

(昭和26年10月8日生)

所有する当社の株式数…………… 3,000株

再任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び担当】

昭和50年4月	(株)三井銀行(現(株)三井住友銀行) 入行	平成22年4月	一般社団法人日本医療安全調査機構 総務部長
平成10年10月	(株)さくら銀行(現(株)三井住友銀行) 池田支店長	平成23年11月	(株)ジェイアイエヌ(現(株)ジンズ) 常勤監査役
平成13年4月	(株)三井住友銀行 横浜ブロック部長兼横浜支店長	平成28年6月	当社 社外取締役[監査等委員](現任)
平成16年4月	(株)ケイディアイ 取締役総務部長		
平成17年4月	同社 常務取締役		

【重要な兼職の状況】

該当なし

【社外取締役候補者とした理由】

水谷克彦氏は、社外取締役の候補者であります。同氏は、取締役及び監査役としての豊富な役員経験を有しており、これらを当社の経営に反映させることにより、当社の監督機能をより機能させるため、選任をお願いするものであります。なお、同氏は、当社社外取締役[監査等委員]に就任して本総会の終結の時をもって2年になります。また、当社は、水谷克彦氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員(社外取締役)として同取引所に届け出ておりますが、同氏が原案どおり再任された場合、同氏は引き続き独立役員(社外取締役)となる予定です。

【特別な利害関係】

水谷克彦氏と当社との間には特別な利害関係はありません。

【責任限定契約】

当社と水谷克彦氏の間では、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金50万円以上で予め定められた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額であります。また、同氏の選任が原案どおり承認された場合には、当社は同氏と同様の契約を継続する予定であります。

再任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び担当】

昭和52年4月	東京弁護士会登録	平成13年1月	厚生労働省 労働政策審議会 労働条件分科会 公益代表委員
昭和61年5月	岩出総合法律事務所開設 所長 (現ロア・ユナイテッド法律事務所代表パートナー)(現任)	平成17年9月	(株)ドン・キホーテ 監査役
平成7年6月	(株)ダイヤモンド・フリードマン社 (現 ダイヤモンド・リテイルメディア) 監査役	平成18年4月	青山学院大学 客員教授就任(現任) 首都大学東京法科大学院 講師(労働法) 就任(現任)
平成10年4月	東京簡易裁判所 民事調停委員	平成19年4月	ドイツ(株) 監査役
平成12年3月	労働省労働基準局「社内預金に関する研究会」専門委員	平成20年4月	千葉大学法科大学院 客員教授(労働法) 就任(現任)
平成12年9月	当社 監査役	平成28年6月	当社 社外取締役[監査等委員](現任)

【重要な兼職の状況】

ロア・ユナイテッド法律事務所 代表パートナー

【社外取締役候補者とした理由】

岩出誠氏は、社外取締役の候補者であります。同氏は、弁護士として会社法務・労務問題に豊富な知識・経験等を有しており、また当社を含めて複数の会社の監査役として企業監査に携わった経験があります。同氏には、これまで経営判断において法律面から助言・提言をいただいております。なお、同氏は、当社社外取締役[監査等委員]に就任して本総会の終結の時をもって2年になります(監査等委員会設置会社に移行する前の当社監査役としての在任期間は15年9か月となります)。また、同氏は、過去に社外役員となる以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役[監査等委員]として、その職務を適切に遂行いただけるものと考えております。なお、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員(社外取締役)として同取引所に届け出ておりますが、同氏が原案どおり再任された場合、同氏は引き続き独立役員(社外取締役)となる予定です。

【特別な利害関係】

岩出誠氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

【責任限定契約】

当社と岩出誠氏の間では、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金50万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額であります。また、同氏の選任が原案どおり承認された場合には、当社は同氏と同様の契約を継続する予定であります。

候補者番号

3

な か む ら
中 村

わたる
渡 (昭和41年4月25日生)

所有する当社の株式数…………… 200株

再 任

社 外

独 立

【略歴、当社における地位及び担当】

平成3年9月	アーサーアンダーセン会計事務所 (現 有限責任あずさ監査法人) 入社	平成11年4月	同社 事業投資グループ
		平成12年12月	中村公認会計士事務所開設 所長 (現任)
平成7年1月	(株)マイツ(池田公認会計士事務所)入社	平成16年6月	当社 監査役
平成7年7月	公認会計士登録	平成17年10月	(株)ユニコム 監査役
平成8年1月	日本合同ファイナンス(株)(現(株)ジャフコ)入社	平成27年10月	当社 常勤監査役
	ジャフコ公開コンサルティング(株) (現ジャフココンサルティング 株) 出向	平成28年6月	当社 社外取締役[監査等委員] (現任)

【重要な兼職の状況】

中村公認会計士事務所 所長

【社外取締役候補者とした理由】

中村渡氏は、社外取締役の候補者であります。同氏は、公認会計士として財務及び会計に関する豊富な知識・経験を有しておられるため、引き続き当社の監査体制及び経営の強化のため選任をお願いするものであります。なお、同氏は、当社社外取締役[監査等委員]に就任して本総会の終結の時をもって2年になります(監査等委員会設置会社に移行する前の当社監査役としての在任期間は12年となります)。また、同氏は、過去に社外役員となる以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役[監査等委員]として、その職務を適切に遂行いただけるものと考えております。なお、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員(社外取締役)として同取引所に届け出ておりますが、同氏が原案どおり再任された場合、同氏は引き続き独立役員(社外取締役)となる予定です。

【特別な利害関係】

中村渡氏と当社との間には特別な利害関係はありません。

【責任限定契約】

当社と中村渡氏の間では、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金50万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額であります。また、同氏の選任が原案どおり承認された場合には、当社は同氏と同様の契約を継続する予定であります。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

お お た つ ぐ や
太 田 諭 哉

(昭和50年12月16日生)

所有する当社の株式数…………… 一株

再任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び担当】

平成10年4月	安田信託銀行(株)(現 みずほ信託銀行(株)入行)	平成18年3月	税理士登録
平成13年10月	監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入社	平成18年6月	税理士法人スパイラル設立 代表社員(現任)
平成17年2月	(有)スパイラル・アンド・カンパニー(現 (株)スパイラル・アンド・カンパニー) 代表取締役社長(現任)	平成18年8月	(株)シャノン 社外監査役(現任)
平成17年3月	公認会計士登録 太田諭哉公認会計士事務所 (現 スパイラル共同公認会計士事務所) 開業	平成27年10月	ナレッジスイート(株) 社外監査役(現任)
		平成27年10月	当社 監査役
		平成29年11月	(株)ジンズ 社外監査役(現任)

【重要な兼職の状況】

(株)スパイラル・アンド・カンパニー 代表取締役社長
税理士法人スパイラル 代表社員

【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由】

太田諭哉氏は、補欠の社外取締役の候補者であります。同氏が監査等委員である取締役に就任された場合、公認会計士及び税理士としての専門的な知識・経験等を当社の監査体制及び経営の強化に活かしていただくために、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員(社外取締役)として同取引所に届け出る予定です。

【特別な利害関係】

太田諭哉氏と当社との間には特別な利害関係はありません。

【責任限定契約】

当社は、太田諭哉氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金50万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額であります。

以 上

(添付書類)

事業報告

(自 平成29年 4月 1日)
(至 平成30年 3月31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度は、次の2点を強化して事業にあたってまいりました。①マーケティング代行サービスの強化、②組織改革です。①はアマゾン独走による総合品ECへの敬遠も意味し、機会増加よりも促進増加をしてまいりました。②は主に幹部の若返りを目的とした体制変更と育成強化で、これは単なる世代の交代だけでなく、すでに到来しているスマホしか理解できない世代(消費者)設計のビジネス対応可能な組織作りが目的です。

以上より、売上高は5,044,483千円(対前年比5.6%増)、営業利益は554,437千円(同36.1%増)、経常利益は582,215千円(同44.9%増)、当期純利益は411,528千円(同44.1%増)と増収増益となりました。

増収の要因は、上述①と②ともに相当する、マーケティング代行业業が続伸したことによるもので売上高のうち11億円ほどです。増益の主な要因は、人件費、採用費、宣伝広告費の3つが抑えられたことによるものです。前年比の売上高については僅か5%強の増加でしかありませんが、これは従前より宣言してきている市場飽和状態のシステムサービスの契約数量の増加を無為に追いかけないことにより、この部分が(意図どおりに)大幅に減転している中で、契約品質(契約単価金額)でカバーしつつ拮抗状態を僅かに上回っているという表示に相当します。前年比の営業利益については、上述①②ともに純粋な成果として寄与しつつも、前述のとおり経費削減が大きな要因であることは間違いありません。

以下、サービス別の業績を説明いたします。

(マーケティングサービス)

ページ制作や宣伝広告のアウトソーシングを受託するマーケティング代行業は、受託受注額が増加し、売上高は、1,131,247千円(同 43.6%増)と計画を上回る内容で伸長しました。しかしながら当該サービスは、生産性がヒトというリソースから成り立つため、利益率は低く、利益貢献には未だ微細な対応でしかありません。今後も効率化と仕組化を図り、この課題を解決してまいります。

(販売システム)

販売システム事業(名称ショップサーブ)については、既報のとおり、すでに過当競争下で価格競争に陥っていることから、ショップサーブ単体での数量獲得ではなく、よりポテンシャルが見込める見込客開拓と、商品販売ではなく総合的支援となるソリューションにシフトしてきました。この結果、累計の顧客店舗数は引き続き減少していて、ストック売上高(月間固定料金)は1,855,264千円(同 5.7%減)となりましたが、受注単価増や決済代行額が多少増加したことにより、フロウ売上高(商規模運動料金)は、2,024,065千円(同 2.9%増)となりました。この僅かではかない増加については「シフト」が未だ足りていないことは否めないものの、今後期の累計で加算して寄与してくる構造なので、今後も方針を継続してまいります。

(販促システム)

次の収益ブロックを目指した販促システム事業(名称バックストア群)については、立ち上げ時期につき、売上高は2,641千円と売上利益への貢献はまだ先となる計画です。このサービスは、ヒト依存度が低く、契約顧客数が一定数を超えてくることで利益率が非常に高くなる構造となっているため、システム開発や人件費など投資を今後も強化継続し、収益に貢献できるよう取り組んでまいります。

(メディア事業)

メディア事業(名称パーク)については、既報のとおり注力外としてきています。これを含めたその他売上は、31,264千円(同 41.6%減)となっています。今後も注力からは外してゆく所存です。

(2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資額は 35,991千円で、その主なものはソフトウェア開発及びサーバーの増強によるものです。なお、当社の消費税等に係る会計処理は、税抜方式によっているため、記載の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 資金調達の状況

当事業年度に実施いたしました設備投資等の所要資金は、自己資金を充当しており、新たな資金調達はありません。したがって、当事業年度におきましては、増資及び社債発行による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

事業面、営業面については、長い時間軸での課題は、E Cが継続発展する社会において、事業開発とそれに伴う投資を積極的に行うことを課題としています。長期課題から足元に結ぶ中短期の時間軸での課題はふたつで、シフト中途のマーケティングサービス事業にドライブをかけていくことと、その先の事業ボリュームとして作っている販促システム事業の順調な立ち上げです。

運営面については、業務の単純化、仕組化、非属人化を課題とし、また従前より長期課題としている通信、電力とセキュリティのコスト増は変わらず要点としています。

以上の中長期課題の解決のために、来期はより一層の投資強化を図ってまいります。なお財務面については直近の課題設定はありません。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第17期	第18期	第19期	第20期
		平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期	(当事業年度) 平成30年3月期
売 上 高 (千円)		4,336,623	4,660,394	4,775,426	5,044,483
経 常 利 益 (千円)		562,261	628,890	401,764	582,215
当 期 純 利 益 (千円)		330,425	420,671	285,506	411,528
1株当たり当期純利益 (円)		55.27	78.66	55.32	79.73
総 資 産 (千円)		3,308,822	3,505,508	3,492,409	3,979,665
純 資 産 (千円)		1,170,074	1,015,438	1,173,178	1,462,504

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数により算出しております。
2. 当社は、平成28年3月18日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。第17期(平成27年3月期)の期首に、当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 主要な事業内容(平成30年3月31日現在)

事業部門	事業内容
E C 事業	ネットショップ通販に必要な、店舗ページ、ドメイン、メール、各種決済、並びに受注や顧客管理システムがひとつになった通販システムサービスをASPモデルで提供しています。また、お客様の集客や販売促進といった目的の実現に貢献するために、様々な手法を組み合わせることによるマーケティングサービスを提供しています。

(7) 主要な営業所(平成30年3月31日現在)

社名	事業所	所在地
当社	本社	東京都港区
	札幌支社	北海道札幌市中央区
	大阪支社	大阪府大阪市中央区
	福岡支社	福岡県福岡市博多区
	データセンター	① 東京都新宿区 ② 東京都中央区

(8) 従業員の状況（平成30年3月31日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
143名（55名）	25名減（1名増）	34.5歳	3.8年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、正社員です。
2. 上記従業員数には使用人兼務役員2名が含まれております。
3. 臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人数を外数で記載しております。

(9) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な借入先（平成30年3月31日現在）

該当事項はありません。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 41,308,800株
- (2) 発行済株式の総数 10,327,200株
- (3) 株主数 2,404名（前期末比621名増）
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数(株)	持株比率(%)
株式会社ユニコム	1,858,000	36.0
ビービーエイチ フィデリティ ピューリタン フィデリティ シリーズ イントリンシック オポチュニティズ ファンド	500,000	9.7
石村 賢一	304,000	5.9
ビービーエイチ フォー フィデリティ ロー プライズド ストック ファンド(プリンシパル オールセクター サポートフォリオ)	285,700	5.5
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	180,000	3.5
日野 秀一	120,000	2.3
株式会社 SBI証券	73,900	1.4
柳田 要一	56,000	1.1
ビービーエイチ フィデリティ グループ トラスト ベネフィット プリンシパル オール セクター サポートフォリオ	54,600	1.1
稲岡 秀昭	49,100	1.0

(注) 当社は、自己株式5,165,902株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

(平成30年3月31日現在)

地	位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表	取 締 役	石 村 賢 一	
取	締 役	今 村 文 哉	事業部門担当
取	締 役	柳 田 要 一	管理部門担当 最高情報責任者
取	締 役 (監 査 等 委 員 ・ 常 勤)	水 谷 克 彦	
取 締 役 (監 査 等 委 員)		岩 出 誠	ロア・ユナイテッド法律事務所 代表パートナー
取 締 役 (監 査 等 委 員)		中 村 渡	中村公認会計士事務所 所長

- (注) 1. 取締役(監査等委員・常勤)水谷克彦並びに、取締役(監査等委員)岩出誠及び取締役(監査等委員)中村渡の各氏は、社外取締役であります。なお、各氏は、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける、一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立役員であります。
2. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために水谷克彦氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役(監査等委員・常勤)水谷克彦氏は、取締役及び監査役としての豊富な役員経験を有しております。
4. 取締役(監査等委員)岩出誠氏は、弁護士の資格を有しており、当社を含めて複数の会社において、監査役としての企業監査経験を有しております。
5. 取締役(監査等委員)中村渡氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役全員とは、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金50万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

(3) 取締役の報酬等の総額

	人 数(名)	報酬額の総額(千円)
取 締 役 (監 査 等 委 員 を 除 く)	3	71,307
取 締 役 (監 査 等 委 員) (うち 社 外 取 締 役)	3 (3)	15,099 (15,099)
合 計 (うち 社 外 役 員)	6 (3)	86,406 (15,099)

- (注) 1. 上記の報酬額の総額には、使用人兼務取締役2名に対する使用人分の給与及び賞与相当額(35,031千円)は含まれておりません。
2. 平成28年6月23日開催の株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は年額500,000千円以内(うち社外取締役分は100,000千円以内。)と決議いただいております。なお、当該報酬限度額には、使用人分給与は含まれておりません。
3. 平成28年6月23日開催の株主総会において、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額100,000千円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役(監査等委員) 岩出誠氏が代表パートナーを務めるロア・ユナイテッド法律事務所に所属する弁護士と当社との間には、顧問契約に基づく取引がありますが、同氏は当該顧問契約には含まれておらず、また当社の依頼案件に関与していません。
- ・社外取締役のその他の重要な兼職先と当社との間に重要な取引関係その他の特別な関係はありません。

② 社外役員の当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況
取 締 役 (監査等委員・常勤)	水 谷 克 彦	当事業年度に開催された取締役会13回すべて、また、監査等委員会13回すべてに出席し、取締役及び監査役としての豊富な役員経験を踏まえ、幅広い見地からの助言、提言をいただいております。
取締役(監査等委員)	岩 出 誠	当事業年度に開催された取締役会13回すべて、また、監査等委員会13回すべてに出席し、弁護士としての専門的な見地からの助言、提言をいただいております。
取締役(監査等委員)	中 村 渡	当事業年度に開催された取締役会13回すべて、また、監査等委員会13回すべてに出席し、公認会計士としての専門的な見地からの助言、提言をいただいております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

- | | |
|----------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 19,375千円 |
| ② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | |

19,375千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様へ安定した利益還元を行うことを最重要課題のひとつと考えており、経営成績、財政状態、配当性向及び将来の事業展開のための内部留保の充実など、バランスを総合的に勘案して成果の配分を行うことを基本方針としております。

当事業年度につきましては、平成30年5月23日開催の取締役会において、利益剰余金を配当原資とし、1株当たり28円（前事業年度は1株当たり24円）とすることを決定しました。

また、当社における剰余金配当の決定機関は取締役会です。剰余金配当は期末配当による原則年に1回の配当を基本方針とし、その他会社法第459条第1項各号に定める事項については、経営環境等の状況を勘案の上で判断していきます。

7. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

当社取締役会は以下の「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております（平成18年5月24日初回決議、平成28年6月23日改定決議）。

- (1) 当社及び当社の子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループの取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、社会倫理にかなう企業活動を行うため、職務を遂行するうえで指針とする「行動規範」を定める。また、以下の体制を整備する。

- ① 職務権限規程に従い、特定の者への権限集中を回避し、内部牽制システムの確立を図る。
- ② 内部監査は、内部監査規程に基づき、代表取締役社長に任命された内部監査人が行う。
- ③ 法令・諸規則・諸規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とし、公益通報者保護規程を制定し、内部通報制度を確立する。
- ④ 社会秩序や健全な企業活動を脅かす反社会勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、取引関係等一切の関係を持たない。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、社内規則（文書管理規程、個人情報保護規程等）に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または、電磁的媒体に記録し、保存する。

- (3) 当社及び当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社及び当社子会社に係る組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応につき、リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会がリスク管理に関する方針等の制定、研修の実施、マニュアルの作成・配付等を行うものとする。当社及び当社子会社の各部門所管業務に付随するリスク管理は担当部門が行う。

当社及び当社子会社は、新たに生じた損失の危険への対応が必要な場合は、速やかに対応責任者を定める。また、必要に応じ、法律事務所など外部の専門家の助言を求め、分析・対策の検討を行う。

- (4) 当社及び当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社の取締役会は、当社及び当社子会社に関して、取締役の職務の効率性を確保するために取締役の合理的な職務分掌、チェック機能を備えた職務権限規程等を定めるとともに、合理的な経営方針の策定、全社的な重要事項について検討・決定する経営会議等の有効な活用、各部門間の有効な連携の確保のための制度の整備・運用を行う。
- (5) 当社ならびにその親会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は、当社グループのセグメント別の事業ごとに、それぞれの責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制の管理を行う。
 - ② 当社の関係会社の経営については、当社は、それぞれの自立性を尊重したうえで、関係会社管理規程に従い、関係会社の運営が適切に行われるよう管理するものとする。
- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
監査等委員会が必要と認めた場合、監査等委員会の業務を補助するための使用人を置くこととする。
- (7) 前号の使用人の当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
監査等委員会を補助する使用人の評価・人事異動については、監査等委員会と意見交換を行い、監査等委員会の意見を尊重するものとする。
- (8) 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人ならびに当社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社の子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を速やかに報告する。
- (9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査等委員会に報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止する。

- (10) 監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員会の職務の執行に必要なでない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を支払う。

- (11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役及び監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催し、連携を図っていくものとする。

監査等委員会は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会の他、経営会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとする。

- (12) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

財務報告の信頼性と適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制に関する基本方針」を定める。また、それに従い財務報告に係る内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うものとする。

- (13) 内部統制システムの運用状況

当社は、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

- ① 当社取締役会は、毎月1回開催しております。各部門における職務の執行状況の報告を受け、取締役及び監査等委員である取締役との情報共有と経営管理を行っております。
- ② 当社の監査等委員である取締役は、毎月開催される取締役会に出席しております。また、当社の監査を実施し業務の適切性の確認を行い、これらの結果について監査等委員会を開催し、情報の共有を行っております。
- ③ 当社内部監査部門は、取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保し、職務が効率的に行われていることを定期的に監査し、監査等委員である取締役と監査実施状況や監査結果を相互に報告しております。

(注) 本事業報告に記載の金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,568,337	流動負債	2,490,601
現金及び預金	2,778,510	買掛金	226,608
売掛金	604,575	未払金	74,942
貯蔵品	7,345	未払費用	28,266
前渡金	268	リース債務	1,153
前払費用	47,692	未払法人税等	107,546
繰延税金資産	57,694	前受金	64,982
仮想通貨	12,257	預り金	1,853,934
その他の他金	62,511	賞与引当金	72,436
貸倒引当金	△2,518	その他の他	60,730
固定資産	411,328	固定負債	26,559
有形固定資産	106,702	リース債務	672
建物	31,808	資産除去債務	25,886
器具備品	73,202	負債合計	2,517,161
リース資産	1,691	(純資産の部)	
無形固定資産	74,336	株主資本	1,461,603
ソフトウェア	74,136	資本金	523,328
その他の他	200	資本剰余金	539,461
投資その他の資産	230,289	その他資本剰余金	539,461
投資有価証券	69,095	利益剰余金	3,209,127
関係会社株式	8,451	利益準備金	56,120
長期前払費用	5,993	その他利益剰余金	3,153,007
繰延税金資産	16,538	繰越利益剰余金	3,153,007
敷金	130,210	自己株式	△2,810,314
資産合計	3,979,665	評価・換算差額等	901
		その他有価証券評価差額金	901
		純資産合計	1,462,504
		負債及び純資産合計	3,979,665

損益計算書

(自 平成29年 4月1日)
(至 平成30年 3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	5,044,483
売上原価	3,594,991
売上総利益	1,449,492
販売費及び一般管理費	895,054
営業利益	554,437
営業外収益	
受取利息	168
受取配当金	1,896
未払配当金除斥益	580
仮想通貨売却益	28,412
投資有価証券売却益	1,434
貸倒引当金戻入益	4,483
雑収入	790
37,766	
営業外費用	
為替差損	185
投資有価証券売却損	3,627
仮想通貨評価損	5,462
雑損	713
9,989	
経常利益	582,215
税引前当期純利益	582,215
法人税、住民税及び事業税	155,796
法人税等調整額	14,889
当期純利益	411,528

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

株主資本等変動計算書

(自 平成29年 4月 1日)
(至 平成30年 3月 31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金		
		その他資本剰余金	利 益 準 備 金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	523,328	539,461	43,732	2,877,737	2,921,470
当 期 変 動 額					
剰余金の配当	-	-	-	△123,871	△123,871
利益準備金の積立	-	-	12,387	△12,387	-
当 期 純 利 益	-	-	-	411,528	411,528
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	12,387	275,270	287,657
当 期 末 残 高	523,328	539,461	56,120	3,153,007	3,209,127

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
当 期 首 残 高	△2,810,314	1,173,945	△767	1,173,178
当 期 変 動 額				
剰余金の配当	-	△123,871	-	△123,871
利益準備金の積立	-	-	-	-
当 期 純 利 益	-	411,528	-	411,528
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	1,668	1,668
当 期 変 動 額 合 計	-	287,657	1,668	289,325
当 期 末 残 高	△2,810,314	1,461,603	901	1,462,504

独立監査人の監査報告書

平成30年5月16日

株式会社 E ストアー
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 遠藤 康彦 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 山本 恭仁子 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社E ストアーの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第20期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月22日

株式会社Eストアー 監査等委員会

常勤監査等委員	水谷克彦	Ⓜ
監査等委員	岩出誠	Ⓜ
監査等委員	中村渡	Ⓜ

(注) 監査等委員 水谷 克彦、岩出 誠及び中村 渡は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

以 上

